

令和6年12月17日

木更津市議会議長 鶴岡大治様

議会改革特別委員会
委員長 草刈慎祐

視察結果報告書

本委員会は、所管事項調査のため行政視察を実施したので、その概要を報告します。

記

1. 期 日

令和6年11月12日（火）

2. 視 察 地

（1）東京都立川市

3. 調査事項

（1）オンラインの方法による委員会出席の取組について

4. 参 加 者

（1）委 員

草刈 慎祐 渡辺 厚子 吾津松太郎 座親 政彦

田中 紀子 三上 和俊

（2）随 行

議事係長 杉浦 拓己 主査 奥田 賢利

5. 概 要

別添のとおり

視 察 結 果 の 概 要

1 東京都立川市

- ① 市 制 施 行 昭和15年12月1日
- ② 人 口 186,241人（令和6年10月1日現在）
- ③ 面 積 24.36km²
- ④ 一般会計当初予算規模 863億7,200万円（令和6年度）
- ⑤ 財 政 力 指 数 1.14（令和4年度）

【市勢概要】

立川市は、東京都のほぼ中央、西よりに位置しており、多摩地域の中心部分にあつて、昭島市、小平市、日野市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、武蔵村山市と接している。市域の南側には東西に流れる多摩川が、北側には武蔵野台地開墾の源となった玉川上水の清流が流れ、地形は平坦である。JR立川駅周辺は商業が発展し人が集まり、市域の中央部分には国営昭和記念公園や広域防災基地などがある。また、市域の北部は都市農業や武蔵野の雑木林など緑豊かな地域を形成している。

立川駅にはJR青梅線、JR南武線、JR五日市線が乗り入れているほか、多摩モノレールが多摩センター駅から立川南・立川北駅を経由して上北台駅へ達し、立川駅は多摩地域の交通の要衝となっている。北部には西武拝島線が通り、バス路線も網の目のように近隣市との間を結んでいる。また、交通不便地域を補完する市民バス「くるりんバス」が、市内2ルート2支線で運行している。

国から首都圏の「業務核都市」に位置づけられ、商業や業務などの集積が図られると共に、文化、研究、防災などの広域的な都市機能が整備され、拠点形成が進められている。立川基地跡地を利用した「ファール立川」は商業・業務中心の近代的ビルが立ち並び、世界各国からの109ものアート作品が街と一体になって新しい都市空間を創出している。

【調査事項】

オンラインの方法による委員会出席の取組について

（視察概要）

令和2年4月30日付けで総務省から、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」の通知が発出された。以降、オンラインの方法における委員会の開催に伴う委員会条例等の改正を行う自治体が増えている中、立川市議会も、令和4年4月の議会運営委員会の中で、会派意見として「各常任委員会でのリモートでの議決ができるように規則等を検討してもらいたい」と要請があり、同年7月の改選後から検討を始めた。令和5年4月1日より委員会へオンラインによる出席ができ

るよう、委員会条例及び会議規則を改正し、令和5年6月16日には、育児を理由にオンラインで委員が出席をした委員会を開催した。

1. 検討経過

(1) イメージの擦り合わせ

オンラインの方法における委員会の開催に向けて検討を進めるにあたり、まずは、イメージの擦り合わせを行うため、事務局から各会派へアンケート調査を実施した。

①オンラインでの出席事由について。(感染症拡大防止、災害、出産、育児など)

②オンライン活用の実施方法について。(ハイブリット型又は完全オンライン型)

③議員の自宅等のインターネット環境等の確認

(2) 課題の抽出

①市民の視聴機会の確保

②執行部側への見せ方

③会議録、インターネット中継への対応

④例規の整備

2. 運用、例規等の整備

全体の運用に当たっては、都道府県議会のデジタル化専門委員会の「オンライン委員会についてー開会に当たって留意すべき事項ー」を参考に検討を行った。

条例、規則、要綱等の整備に当たっては、大阪府議会の取組を参考に検討を行った。

(1) 委員会条例の改正

出席事由について、当初は「感染症のまん延防止措置、災害」を見込んでいたが、過去に出産で苦勞した議員を見てきた男性議員より、当時出産を控えた議員がいたため、「出産・育児」を出席事由に加えてはどうかと提案があった。その後、出席事由の方向性は協議会で決定したが、他にも様々な意見があったため、議会運営委員会副委員長の発案で、「オンライン出席のあり方について話す会」を有志の議員で開催をした。その結果を踏まえて、出席事由を、「感染症まん延防止措置、災害、出産、育児、看護、介護」とした。

(2) 会議規則の改正

出席委員の規定において、出席委員にはオンラインで出席した委員も含む旨を追加した。

また、表決の規定において、オンラインで出席している委員も表決に加わることができる旨を追加した。

(3) 実施要綱の作成

オンラインを活用した委員会への出席手続き、委員長の権限、オンライン出席委員の責務などを定めた。

(4) 委員会のオンラインによる出席の手引きの作成

オンラインを活用した委員会を開催するときの流れを記載した手引きを作成した。

(5) 立川市議会委員会オンラインによる出席にかかる実施手順書の作成

事務局としての手順書は、市のWeb会議利用に関するガイドラインにより作成をした。

3. 機器の整備

(1) 議員が使用する機器

①オンライン出席用端末

事務局から貸与という形でタブレット端末（i P a d）を用意している。このタブレット端末は、平成26年から貸与し運用を行っている。

②資料閲覧の端末（議員が準備）

オンライン出席のためにタブレット端末を使用している状況で、同端末による資料の閲覧は困難であることから、資料閲覧の端末は議員が準備することとしている。

③自宅等のインターネット環境の整備

議員で環境の整備を行ってもらうこととしている。

4. 運営時の注意点

(1) オンライン出席はあくまでも議員が希望した場合に活用できるとしている。

オンライン出席が可能になったことにより、オンライン出席をしなくてはいけないなど、周囲からの圧力がないように注意をしながら、検討を進めた。

(2) 次第は、オンライン出席者がいる場合と、いない場合の2種類を準備している。

(3) オンライン出席は、映像と音声を確認できたときに出席扱いとしているため、表決等では映像だけではなく、必ず音声でも確認をしている。

5. 課題

(1) 休憩中の協議

課題等が発生した際に、休憩をして協議を行うことがあるが、その際にマイクをオフする。そうすると、オンライン出席している委員には、協議の音が聞こえなくなるが、現段階ではやむを得ないという判断をしている。

(2) 途中で機器の不具合があった場合の取り扱い

通信が途絶えて回復が見込めないなどの問題が発生した場合、現段階ではやむを得ないという判断をしている。携帯電話など、代替の通信手段を用意し確認を行っている。

(3) 質疑等発言の順序について

オンライン出席者の発言の順序については、実施要綱に定めがあり、当初は、通信等の不具合があったときに修正する時間を取ることを目的に、オンライン出席している委員には質疑等の最初に発言の有無の確認をし、許可を行っていた。現在は、最初に行う必要はないと判断から要綱を改正し、随時発言の有無を確認し、許可することとしている。

(質疑応答)

- Q 1 オンライン出席が可能なのは、常任委員会のみか。特別委員会も可能か。
- A 1 特別委員会も可能である。
- Q 2 令和 5 年 6 月に産業厚生委員会にて、オンラインの方法における委員会を開催したとのことだが、それ以降オンラインの方法による委員会は開催したか。
- A 2 開催はしていない。
- Q 3 表決において、委員会での議案審議、補正予算なども、オンライン出席している委員は表決に参加できるか。
- A 3 規則で「表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない」と定められていたが、ただし書きで「オンラインにより委員会に出席している委員は、この限りではない」という文言を追加し、オンラインで出席している委員も表決に加わることができるよう規則改正を行った。
- Q 4 会議規則において、出産予定日の 6 週間前から出産後 8 週間の範囲内において、欠席の届出をすることができるとしている。実際にオンライン出席した委員においては、産後どれくらい経過をして、出席したのか。
- A 4 産後 8 週間を迎える週にオンライン出席をした。
- Q 5 オンライン通信の調子が悪く、「途中でフリーズした場合」、「画面が消え、音声のみになってしまった場合」、「画面が消え、音声も途絶えた場合」の委員の出席、退席の決まりはあるか。
- A 5 「立川市議会オンラインを活用した委員会実施要綱」を作成しており、委員長の権限として、通信環境の悪化等により、オンライン出席委員の本人確認又は意思表示が確保できない状況となったときは、オンライン出席委員が離席したものとみなすことができる、と定めている。
- Q 6 実際に運用を開始してから、何か課題や問題は発生していないか。
- A 6 委員を映しているカメラがずれて、顔が確認できなくなったことがあり、出席しているのか離席しているのかの判断がつかない場面があった。事務局から電話で連絡を取り、カメラの位置を修正した事案があった。
- Q 7 出席事由の介護、看護について、期間の定めはあるのか。
- A 7 介護、看護の詳細は、現段階で決まっていない。同居ならよいのか、何親等ならよいのかなど、細かな議論が必要であることが想定される。看護、介護の案件があったときに、都度協議をすることになっている。
- Q 8 オンラインによる委員会への出席を希望する場合は、申請書を提出するとのことだが、提出の方法は持参なのか。メール等でよいのか。
- A 8 メールでも可としている。
- Q 9 オンラインでの出席は、当日の何分前に準備が必要か。

- A 9 開会の 60 分前に、事務局と通信状況の確認を行うとしている。
- Q10 出席事由の育児について、具体的に何歳までが適用になるとしているか。
- A10 一般的な育児とは、小学校就学前までの子どもであると認識している。小学生以降であれば、看護や介護の事由になると想定され、最終的には委員長の判断という形になる。
- Q11 請願・陳情者は、オンライン出席は可能としているか。
- A11 オンライン出席を認めているのは委員のみであり、請願・陳情者は不可である。

(考察)

当日は、議長自ら説明を頂き、出産後に実際にオンライン出席をした議員からも当時の様子を聞き取ることができ、実際に経験しないと分からない多くのことについて伺うことができた。

まず、議論の進め方については、イメージのすり合わせのためのアンケート調査・議員有志の「オンライン出席のあり方について話す会」を経て、課題抽出・例規の整備・機器の整備というステップを踏むなどの熱心・丁寧な議論を経ており、出席事由について実情に合わせ「出産・育児、看護、介護」を追加するなど、検討の方法が参考となった。また、これにより本市が災害や委員の状況に対応した様々な運営方法について検討していくべきとの考えを深めることができた。

条例や規則の改正に加えて、議会の意思統一を図ることを目的に、実施要綱や出席の手引き、出席にかかる実施手順書などを作成しており、参考にすべきものであると感じた。

機器の整備にあたっては、駅前新庁舎の建設に合わせて進めていくことになるが、ネット中継を傍聴している市民にどのように映るのかという視点を持つこと、暫時休憩の対応など会議中以外の事項への配慮を含めて検討を進めていくことが必要であるとの知見を得た。

以上のことから、本委員会においては引き続き調査研究を進めていくとともに、オンラインの方法による委員会出席の実施に向けた協議を進めていきたい。

以上、視察結果について概略報告する。